

質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(事業名)7情報格差解消促進業務委託

NO.	質問事項	回 答
1	「スマートフォン講座の実施 受講者4人程度に対し、講師1名を配置すること」とあるが、必須か。その場合、事前の申し込み段階で参加人数に応じてサポート人数を調整しても問題無いか。	受講者4人程度に対し講師1名を配置することは必須です。事前の申し込み段階で参加人数を把握し、それに合わせて必要な講師数を確保してください。
2	スマートフォン講座の募集に際し、参加申込の締切日の設定をしても良いか。目安、講座予定日の1週間前までを想定。	受託者様にて設定いただいて問題ありません。ただし、基本的には各会場の定員上限に達するまで募集を受け付けることとしますので、参加者の円滑な募集に御配慮ください。
3	スマートフォン講座の実施日は、平日のみの設定で良いか。	問題ありません。
4	スマートフォン講座の開始・終了時間は、受託団体側で変更しても問題無いか？ 例)午前9時30分開始を午前10時開始の120分に変更、午後開催のみに変更など。	時間帯は会場の都合等に応じて調整可能です、ただし、全体的な分かりやすさの観点から、なるべく各会場同じ時間帯として調整いただきます。 なお、同日の午前と午後の2回を別々の会場で実施する場合、運営側の移動等も考慮して時間設定してください。
5	スマートフォン講座の「1回あたりの講座時間は最大2時間とする」とあるが、講座1時間30分＋質疑応答30分の時間配分で良いか。	時間内で効果的な運営であれば、柔軟に調整いただいて構いません。(なお、受講者ごとに習熟ペースは異なりますので、適度な区切りで質問等に対応し、理解度をはかりながらの運営が望ましいです。)
6	スマートフォン講座の会場確保について、講座時間前後1時間の確保をしていただけるか。	講座時間前後の準備・撤収に必要な時間を含め、会場側との調整が必要なため、必ずしも1時間確保できるとは限りません。その場合は、開催日自体を別日にする等の調整となります。
7	よろず相談所について、当日対応するサポーターの選出は誰がおこなうのか。	受託者様にてサポーターの希望を踏まえ、選定してください。
8	出張よろず相談所について、出張希望場所を募集するのは市か受託団体か。	受託者様にて募集してください。

9	出張よろず相談所について、受託団体が募集を行う場合、実施場所や回数は10回までなら自由に判断して良いか。	出張型スマホよろず相談所の実施場所については、高齢者等が集まる場所（高齢者サロン、健康体操教室等）という趣旨に沿って、受託者様にて選定・調整してください。なお、可能な限り10回実施し、かつ、複数の場所・団体で実施してください。
10	出張よろず相談所について、実施場所の確保は受託団体が見つけて予約をいれるのか。実施時間は1回あたり2時間で良いか。	受託者様にて出張希望場所を募集し、希望者と調整の上、予約手配等を行ってください。実施時間については、「基本的な運営はよろず相談所と同様」としているため、1回あたり2時間で問題ありません。
11	出張よろず相談所について、出張するのは育成したサポーターのみ、講師は不要で問題ないか。またサポーターの選出は誰がおこなうのか。	よろず相談所と同様、1名以上のスタッフを派遣し、相談に応じつつ、よろず相談所に対応するサポーターの支援を行ってください。サポーターの選出はサポーターの希望を踏まえ受託者様にて選定してください。
12	情報格差課題に関する授業について、授業時間は1回につき1時間程度の認識で良いか。	実施校との調整において、1時間程度の授業時間を目安としていますが、多少前後することはあります。
13	学校での実施授業は小中高校と同じ内容になるのか。また講師1名のみで良いか。	授業内容は「6情報格差解消促進業務委託」にて使用した授業内容を参考に検討する」としており、対象が小中学校又は高等学校等と幅広いことから、各学校の生徒の年齢や理解度に合わせて内容を調整していただいて問題ありません。講師の人数については、授業内容や実施形式、規模等を踏まえ、実施校と協議の上、適切に配置してください。
14	スマホカフェの実施について、実施時間は1回あたりどの位の想定か。	最低2時間を想定しています。カフェの利用条件や実施内容、参加者の状況等を踏まえ、受託者様にてカフェ側と協議の上、適切な実施時間を設定してください。
15	スマホカフェへの参加者募集について、チラシの作成は何部程度の想定か。	スマホカフェの実施場所や募集対象を考慮し、効果的な周知が行えるよう、受託者様にて必要な部数を作成・配布してください。
16	サポーター育成の募集は誰がやるのか	受託者様にて募集してください。
17	自社のポイントギフトはインセンティブとして住民に付与可能か。	受託者様の負担で本事業の円滑な推進のためインセンティブを検討いただくことは問題ございません。